

一般社団法人 理学療法科学学会
謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の事業に伴う各種謝金の支払いの基準を示すものである。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、学術大会、研修会、講習会などにおいて、講演や実技指導などに対して支払われる金銭をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程に示す基準は、原則として学術大会、研修会、講習会などに適用する。ただし、特別に配慮を要する場合は除外する。

(謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は、別表の通りとする。なお、交通費および宿泊費などの旅費に関しては、原則として公共交通機関の料金とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

1. この規程は、平成19年4月20日から施行する。
2. この規程は平成21年4月18日一部改正により施行する

別表

講師区分	会員以外	会員講義	会員実技
教授クラス	80,000	30,000	15,000
准教授、講師クラス	50,000	20,000	10,000
助教・助手クラス	30,000	10,000	5,000

1コマ(90分)当たりの基準額 2コマ以上の場合は、2コマ以上を50%とする。